

利用請求権その他の制度について

特定歴史公文書等の利用制度（公文書管理法）

本法の大きな特色の一つは、特定歴史公文書等に対する利用請求権を明記している点にある。行政機関情報公開法と異なり、「開示」ではなく「利用」という文言を使用しているのは、特定歴史公文書の場合、現用の行政文書と異なり、一般の利用に供することが本来の目的であるからである。

※逐条解説「公文書等の管理に関する法律」宇賀克也著（第一法規）から抜粋して引用

第16条 特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い

第17条 本人情報の取扱い

第18条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

第19条 利用の方法

第20条 手数料

第21条 審査請求及び公文書管理委員会への諮問

第23条 利用の促進

第24条 移管元行政機関等による利用の特例

第25条 特定歴史公文書等の廃棄

第26条 保存及び利用の状況の報告等

第22条は読み替え規定であるため略

先進自治体（基礎自治体）の条例の規定の状況

公文書管理法第16条において、「利用請求権」は認められているが、行政機関情報公開法に規定されている現用文書の「開示請求権」の規定及び開示手続に関する規定に相当する規定は設けられていない。（審査請求手続きは規定されている。）

国においては、利用請求手続きは、国立公文書館利用等規則に規定されている。
先進自治体の条例の規定は以下のとおり。（詳細は別紙のとおり）

	自治体
歴史的公文書の利用制度の規定なし	名古屋市、宇土市、ニセコ町、志木市、草津市、藤沢市、天草市、大槌町、那須町、豊島区、世田谷区、野洲市、鶴岡市
歴史的公文書の利用制度の規定あり（公文書管理法相当）	安芸高田市、秋田市、小布施町
歴史的公文書の利用制度の規定あり（情報公開条例の開示請求制度と同等の規定あり）	大阪市、札幌市、相模原市、高松市、 <u>三豊市</u> 、渋川市、茅ヶ崎市、熊本市 ※下線の自治体は、「利用請求権」としての条は設けられていない。

※八王子市の条例では、「利用請求」ではなく「利用申出」と規定されている。歴史的公文書については、情報公開条例に基づく公文書開示請求の対象としている。

利用制度の根拠規定のあり方（案）と課題

- 尼崎市情報公開条例においては、現用文書について、「開示請求権」が保障されており、公文書管理法の趣旨にのっとり、歴史的公文書についても、（仮称）尼崎市公文書管理条例において「利用請求権」及びこれに付随する制度を国に準じて創設する方針である。
- 情報公開条例に基づく開示請求の対象が「現用文書」であり、公文書管理条例に基づく利用請求の対象が「歴史的公文書」であることから、（仮称）尼崎市公文書管理条例においては、一部の先進自治体の条例にあるように、尼崎市情報公開条例と同様の構成（現用文書固有のものを除く）にすることが妥当と考えられる。
- 現用文書の開示・不開示の判断は比較的容易であるが、歴史的公文書の利用の可否については、時の経過を考慮する観点から、個人情報などの判断もケースバイケースで実質的な判断を要する。

このため、歴史的公文書の利用手続き規定において、開示決定の期限や期限延長の期間を現用文書と同じとした場合、実務上の問題が発生しないかが懸念され、適切な期間設定が検討課題である。

論点

尼崎市情報公開条例において、現用文書の開示決定期限は15日以内、延長期限は30日以内としているが、

歴史的公文書の利用決定期限、延長期限は、それぞれ何日以内が妥当と考えられるか。

<参考>

国の制度

現用文書 開示決定期限：30日以内、延長期限：30日以内

歴史公文書 開示決定期限：30日以内、延長期限：30日以内